

鳥取県砂利採取条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(採取認可の申請書)

第3条 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第18条第1項の申請書は、採取計画認可申請書（様式第1号）によるものとする。

(変更認可の申請等)

第4条 法第20条第1項の規定による申請は、認可計画変更認可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 法第20条第2項の規定による届出は、認可計画軽微変更届出書（様式第2号の2）を提出して行うものとする。

(埋戻し保証)

第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証（以下「埋戻し保証」という。）は、次に掲げる機関（以前に埋戻し保証を履行しなかったこと、破産手続開始の原因となる事実のあること等により、埋戻し保証を行う機関として適当でないと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。

(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき鳥取県知事の認可を受けて設立された同法第3条に規定する中小企業等協同組合で、当該組合に属する砂利採取業者のために必要な同法第9条の2第1項各号に掲げる事業を行うもの

(2) 公益財団法人鳥取県建設技術センター

(3) その他前2号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関

2 埋戻し保証の内容は、砂利採取場の砂利の採取後の埋戻しとする。

3 認可申請には、埋戻し保証を行う機関と締結した契約書の写しその他の埋戻し保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。

(業務報告等)

第6条 条例第10条第1項の規定に基づく報告（以下「業務報告」という。）は、砂利採取業者が採取認可を受けた日及び前回の業務報告をした日からそれぞれ3月を経過した日の属する月の末日現在の業務の状況について、その翌月の1日から10日までの日（10日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日（以下「平日」という。）とする。）に行わなければならない。

2 砂利採取場が農地であるときは、前項に定めるところによるほか、次に掲げる状況となった日現在の状況についての業務報告を、その日から10日を経過する日までに行わなければならない。

(1) 現に受けている採取認可に係る掘削を完了したとき。

(2) 地下水位線（当該砂利採取場において湧出した地下水等の水面と当該砂利採取場の掘削に係るのり面が交わる線をいう。以下同じ。）まで埋戻しを終了したとき。

(3) 地下水位線の上部の条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(イ)に規定する上層との境界線（以下「上層線」という。）までの埋戻しを終了し、その段階における当該埋戻しの表面において、当該砂利採取場における排水を確保するために透水性のある土砂で埋戻しをすべき溝（以下「透水溝」という。）の開削を終了したとき。

(4) 埋戻しを完了したとき。

3 条例第10条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書（様式第3号）を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第7条 条例第11条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採取認可の基準)

第8条 条例別表の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法（明治32年法律第24号）第17条に規定する地図の写しとする。

2 条例別表の1の項の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。

3 知事は、次に掲げる場合において、採取の期間が1年以下では砂利採取及び跡地の埋戻しを適切に行うことができないと認めるときは、このために必要な期間（月単位とする。）を1年に加えた期間を採取の期間として採取認可をすることができる。

(1) 採取に係る面積が1ヘクタールを超えるとき。

(2) 地下水位が高いため、跡地の埋戻しに当たり地盤を強化する必要があり、これに期間を要するとき。

(3) 埋戻しを12月から翌年3月までの間に行わなければならないとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、当該各号に掲げる事由と同等の事由があると認められるとき。

4 条例別表の3の項の基準の欄に掲げる事項は、砂利採取施工計画（様式第4号）に記載するものとする。

5 条例別表の4の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画（様式第5号）に記載するものとする。

6 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示した板その他の知事が適当と認めるものの設置とする。

7 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のウの砂利の堆積の深さ等に応じて規則で定める深さは、次の表の砂利の堆積の深さ等の区分に応じ、それぞれ同表の深さの欄に定める深さとする。

砂利の堆積の深さ等		深さ
1 農地に堆積する場合	(1) 砂利の堆積が10メートル以上であると確認されているとき。	15メートル
	(2) (1)以外のとき。	10メートル
2 農地以外に堆積する場合		15メートル

8 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のウの砂利の種類等に応じて規則で定める深さは、5メートルとする。ただし、当該砂利採取場において地下水等が湧出するときは、その水面上0.5メートルの位置で幅2メートル以上の小段を設けるものとする。

9 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の砂利の種類等の区分に応じ、角度の欄に定める角度とする。ただし、地下水等が湧出する場合において、その水面下となる部分については、砂利の種類等を問わず、27度とする。

砂利の種類等		角度
1 砂		34度
2 堅くしまった砂利		45度
3 堅くしまっていない砂利		40度
4 堅くしまった土	(1) 高さ5メートルまでの掘削面	45度
	(2) 高さ5メートル以上の掘削面	34度
5 堅くしまっていない土	(1) 高さ5メートルまでの掘削面	34度
	(2) 高さ5メートル以上の掘削面	27度

10 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のカの規則で定める距離は、次の表の隣接地の利用状況の区分に応じ、距離の欄に定める距離とする。

隣接地の利用状況	距離
1 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1号に規定する道路、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川、鉄道その他の公共施設が存するとき。	5メートルから10メートルまでの範囲内で防災上必要と認める距離
2 1の道路以外の道及び1の河川以外の水路	3メートル

が存するとき。	
3 宅地、墓地等で構築物が存するとき。	宅地、墓地等との境界から5メートル、かつ、構築物の先端から10メートル
4 1から3までに該当しないとき。	2メートル

- 11 条例別表の4の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第6号)に記載するものとする。
- 12 条例別表の4の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、採取跡地埋戻計画(様式第7号)に記載するものとする。
- 13 条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(ア)の規則で定める措置は、次のいずれかの措置とする。
- (1) 透水溝を掘削し、これを透水性のある土砂で埋め戻して、透水層を設置すること。
- (2) 認可申請をした砂利採取業者が定めた埋戻し後の排水を確保する措置で、知事が適当と認めるもの
- 14 条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(イ)の規則で定める土砂は、掘削前の表土、耕作に適した微細な土砂その他の知事が適切と認める土砂とする。
- 15 条例別表の5の項の基準の欄に掲げる事項は、砂利運搬計画(様式第8号)に記載するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第90号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第94号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第59号)

この規則は、平成24年8月7日から施行する。

附 則(平成25年規則第39号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第7号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月4日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	
※認可番号	

年 月 日

採取計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号
住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号
電話番号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域	所在地	
	砂利採取場の面積	m ²
	掘削区域の面積	m ²
	境界の明示方法	
	区域明示のための図面等	別添のとおり
2 採取をする砂利の種類及び数量	種類	数量 m ³
	種類	数量 m ³
3 採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	砂利採取施工計画	別添のとおり
	掘削勾配を確認するための設備	
5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	掘削作業計画	別添のとおり
	汚濁水等処理計画	別添のとおり
	採取跡地埋戻計画	別添のとおり
6 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項	砂利運搬計画	別添のとおり

注

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「区域明示のための図面等」には、砂利採取場の区域、砂利採取場内の選別、洗浄、騒音等防止のための施設、沈殿池、製品の堆積場等の各施設、作業道、公道までの搬出経路等を示すこと。
- 3 「砂利採取施工計画」は、工程（表土除去、掘削、選別及び洗浄、埋戻し）ごとに作成するものとし、使用する機械、設備その他の施設の種類、能力及び掘削をする土地の面積、掘削勾配、深さ、確保すべき保全距離等を記載すること。
- 4 「掘削作業計画」は、除去した表土等の処理方法、採取した砂利の管理の方法、掘削時の土砂崩れ、飛砂等の防止の方法及び廃土石の処理方法等を記載すること。
- 5 「汚濁水等処理計画」は、砂利の採取により発生した汚濁水及び汚泥の処理方法、処理施設等を記載すること。
- 6 「採取跡地埋戻し計画」は、埋戻し土砂等の種類、確保の方法、埋戻し工程、埋戻しの履行の確保のための保証措置等を記載すること。
- 7 「砂利運搬計画」は、砂利採取場の区域外に砂利を搬出するときに施す水切りの方法及び設備、砂利を搬出する車両が砂利採取場の区域外に出るときに配慮すべき事項等を記載すること。

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	
※認可番号	

年 月 日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号
住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号
電話番号

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採取場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 「その他」欄は、変更に伴う必要な砂利採取法以外の法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等があった場合は、当該変更後の図面、計画等

様式第2号の2（第4条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

年 月 日

認 可 計 画 軽 微 変 更 届 出 書

職 氏 名 様

郵便番号
 住所
 申請者 氏名 (印)
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 登録年月日及び登録番号
 電話番号

砂利採取法第20条第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採取場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 認可計画の複数の項目を変更する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 4 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等があった場合は、当該変更後の図面、計画等

業 務 状 況 報 告 書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
 住所
 申請者 氏名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 登録年月日及び登録番号
 電話番号



鳥取県砂利採取条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容					
1 砂利採取場の 所在地等	所在地	(面積 m ²)				
	認可内容	期間	年 月 日から			年 月 日まで
		番号				数量 m ³
2 砂利採取状況	現在の工程	表土除去・掘削・選別及び洗浄・埋戻し				
3 産出品目及び 採取実績	品 目	砂 利	砂	玉 石	玉石碎石	合 計
	3月計	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	累 計	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
4 埋戻しの実施 状況	埋戻し工程の区分			次の作業の時期		
	最深部まで掘削終了			土砂等の埋戻し	年 月 日	
	地下水位線まで埋戻し終了			透水溝開削開始	年 月 日	
	上層線まで埋戻し終了・透 水溝の開削終了			表土埋戻し開始	年 月 日	
	埋戻し完了			完了報告予定	年 月 日	
5 災害の発生の 有無、災害の内 内容及びこれに対 して講じた措置						
6 砂利の採取に 当たって障害と なった事項						

注

- 1 埋戻しの経過に基づき報告する際には、項目1の内容の欄の砂利採取場の所在地及び項目4の内容の欄のすべてについてのみ記載すること。
- 2 「砂利採取状況」欄は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。
- 3 「埋戻しの実施状況」の次の作業の時期の欄には、埋戻しの工程の区分に応じ、当該区分の作業が終了しているときは実施した時期を、報告後作業を行うときは実施予定時期を記載すること。

添付書類

- 1 産出品目及び報告前3月の砂利の採取実績に関し、1日当たりの採取実績を明確にする書類
- 2 砂利採取施工計画(様式第4号)のその2(報告時点までの実績を記載すること。)
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに砂利の採取に当たって障害となった事項に関し、知事が必要と認める資料

砂 利 採 取 施 工 計 画

その1

工 程		表 土 除 去	掘 削	選 別 及 び 洗 浄	埋 戻 し
工 期		年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
掘削する土地の面積及び数量		m ³ m ²	m ³ m ²		
掘 削 勾 配			水面より上 水面下	度 度	
深 さ			最深部	m	
確保すべき保安距離		辺 m 辺 m 辺 m 辺 m	辺 m 辺 m 辺 m 辺 m		
設備その他の施設					
使用する機械	名称				
	能力				
	台数				
	名称				
	能力				
	台数				

注

- 1 各工程ごとに各項目に対応した計画等を別途作成し、当該計画等で工程ごとに遵守すべき具体的な基準を示すこと。
- 2 「工期」欄は、それぞれの工程ごとに、砂利の採取計画の認可申請において合理的に必要な期間とし、月単位で記載すること。
- 3 「掘削する土地の面積及び数量」欄は、掘削する土地についての面積又は数量を平方メートル単位又は立方メートル単位で記載すること。また、数量については、日々の採取量の累積についてその2を作成し、計画と実績を対比できるようにすること。なお、実績の数量が計画した数量を上回る場合が確実な場合には、あらかじめ採取計画の変更認可の申請を行う必要があるので留意すること。
- 4 「掘削勾配」、「深さ」及び「確保すべき保安距離」の欄は、掘削作業計画から転記すること。
- 5 「設備その他の施設」欄は、砂利採取場への進入を確実に防ぐことができる防護柵等それぞれの工程ごとに使用するものを記載すること。
- 6 「使用する機械」欄は、それぞれの工程ごとに使用する機械の名称、種類、能力及び台数を記載すること。書ききれない場合には、別紙を用いることも可とする。
- 7 その2は、採取期間、記入項目等に応じて、適宜修正して記入すること。

添付書類

- 1 各工程における作業が並行して行われるときは、それぞれの作業の流れ及びつながりを明らかにする資料
- 2 知事が必要と認める書類

掘 削 作 業 計 画

	処 理、管 理、防 止 等 の 方 法				
砂利の採取区域の区分	陸 ・ 山 ・ 河川 ・ 海 ・ その他（ ）				
砂利の賦存の状況					
砂利の賦存の状況確認	試掘 ・ 溝の切り開き ・ その他（ ）				
農地法の転用許可	必要（許可済 年 月 日から 年 月 日まで、申請中 年 月 日頃許可見込み） ・ 不要				
森林法の林地開発許可	必要（許可済 年 月 日から 年 月 日まで、申請中 年 月 日頃許可見込み） ・ 不要				
進入防止措置	柵 ・ 境界表示板 ・ 危険区域表示板 ・ その他（ ）				
除去をした表土等の処理	除去方法	手掘 ・ 機械掘 ・ その他（ ）			
	除去した表土の処理方法	埋戻しに利用（表土埋戻し用・その他埋戻し用） ・ 販売処理 ・ その他処分による処理			
	処理形態	場内一時保管 ・ 砂利採取場外へ搬出（場所： ） その他（ ）			
	隣接地の侵食防止の措置	築堤 ・ 板囲い ・ 土留め ・ その他の措置（ ）			
採取をした砂利の管理	管理形態	場内一時保管 ・ 直接販売搬出 場外へ搬出し仮置（場所： ）		防災上の措置 築堤 ・ 板囲い ・ 土留め ・	
	管理期間	年 月 日～ 年 月 日			
	管理環境	道路・河川等公共施設	有 ・ 無	住宅	有 ・ 無
掘削をする深さ等	砂利の堆積の深さ				
	砂利の採取を行う土地の用途	農地（畑地（作物の種類 ）） ・ その他（作物の種類 ） その他（ ）			
	掘削をする深さ（最深部）	m			
	小段の設置	有（ mごと、幅 m） ・ 無		地下水位	有（最深部から m、地表面から m） ・ 無
掘削時の土砂崩れの防止措置	砂利の種類等	砂 ・ 堅くしまった砂利 ・ 堅くしまっていない砂利 ・ 堅くしまった土 ・ 堅くしまっていない土			
	掘削勾配	度（水面下 度）		勾配の確認	丁張り・その他（ ）
	掘削時の小段	小段の幅 m以上 : 設ける小段の高低差 m以内			
	排水措置	排水ポンプ 台（能力：1台目 : 2台目 ）			
	その他の措置	築堤 ・ 板囲い ・ 土留め ・ その他の措置（ ）			
掘削終了後の形状	窪地（埋戻し必要） ・ 平地（埋戻しが要・不要（理由 ）） ・ 整地のみ） ・ のり面（崩落防止等防災措置 緑化・金網の設置・土えん堤・その他（ ）				

汚濁水等処理計画

		措置等の内容							
汚濁水発生見込量	採取場内	想定降雨量 mm/時間 (年確率)			集水面積 m ²				
	放流先水路	想定降雨量 mm/時間 (年確率)			集水面積 m ²				
砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止措置	場内排水路	規 格		集水面積	流出量	流下能力	構 造		
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
	汚濁水処理施設	沈砂池	規 格		面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造
			m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
			m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
			m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
		沈殿池	規 格		面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造
			m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
			m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
m × m × m ()			m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
	貯留施設への流水経路								

		措 置 等 の 内 容				
砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止措置	汚濁水処理施設	処理方法	環流方式 ・ その他 ()			
		処理能力	m ³ / 時間			
		処理方法	環流方式 ・ その他 ()			
		処理能力	m ³ / 時間			
		処理方法	環流方式 ・ その他 ()			
		処理能力	m ³ / 時間			
		処理方法	環流方式 ・ その他 ()			
		処理能力	m ³ / 時間			
	汚濁水処理用薬品	薬品名 :	投入量	kg/m ³ ; 薬品名	投入量	kg/m ³
外部への放流方法・量	放流方法	放流量	m ³ / 秒			
流出止め水路	場内水路 : 流末水路 :					
処理後の放流先	一級河川 (国管理) ・ 一級河川 (県管理) ・ 2級河川 ・ その他の河川 (砂防河川 ・ 水路 ・ その他 ())					
	放流への同意	同意済 ・ 同意見込み (年 月 日見込み) ・ 同意不要 (理由)		管 理 者		
	放流先流量	当初	m ³ / 秒	開発後	m ³ / 秒	計画 (許容) 流下量
		放流量	m ³ / 秒			
汚泥の処理方法	乾燥の方法	天日乾燥 (堆積期間 日) ・ 人工乾燥 (堆積期間 日)				
	堆積場所					
	堆積後の処理方法					
地下水、井戸等への影響を防止する方法	地下水脈を切断しないための把握	把握の方法				
		対応策				
	井戸への流入を防ぐ措置	流入防止の板の設置 ・ その他 ()				

注 この計画は、砂利の採取の進行により砂利採取場の形状が変わり、従前の流水経路、流出防止措置等により、汚濁水の流出が防げなくなると計画時に想定されるときは、それぞれの形状に対応したものを作成すること。

添付書類

- 1 砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止に係る施設の設置の状況を明らかにする資料及びそれぞれの施設又は装置に流入が予想される汚濁水、泥等の量に応じた施設になっていることを示す資料
- 2 汚泥の堆積場所を明らかにする資料
- 3 知事が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

採 取 跡 地 埋 戻 計 画

		内 容				
埋戻し土砂等の数量	採取計画量	m ³				
	埋戻し土砂等確保数量	m ³ （埋戻し用： m ³ 、透水層用： m ³ 、表土用： m ³ ）				
埋戻し土砂等の種類	用途	種 類	数 量	所有又は販売者	埋戻し土砂等の所在地	運搬経路
			m ³			
			m ³			
			m ³			
			m ³			
			m ³			
		埋戻し土砂等が産業廃棄物関係法令に適合することの確認	確認された内容			
		確認年月日				
		確認機関名	担当者氏名：			
埋戻し工程	最深部まで掘削終了	年 月				
	地下水位線までの埋戻し	年 月 ～ 年 月（地下水位面の深さ：地表面から m）				
	透水溝開削・上部埋戻し	年 月 ～ 年 月				
	表土の埋戻し	年 月 ～ 年 月（表土の深さ m）				
	埋戻し完了	年 月				
他の砂利採取場の埋戻し履行状況	認可番号				認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	所在地					
	埋戻し状況	埋戻し完了 ・ 埋戻し未完了（完了見込み 年 月 日）				
埋戻しの履行の確保のための保証措置	保証機関	中小企業等協同組合法に基づき設立された中小企業等協同組合（ ） 公益財団法人鳥取県建設技術センター ・ その他（ ）				
	保証期間					
	保証内容					
農地に復元するに当たっての措置	申請地の作付状況					
	過去の湿害発生状況	有（頻度 年に 回） ・ 無				
	排水確保の措置	透水層の設置 ・ その他の措置（ ）				
	埋戻し土砂等	表 土：掘削前の表土 ・ 耕作に適した微砂 ・ その他（ ）				
		地下水位線の上部：	透水層：砂・碎石・その他（ ）			
	地下水位線の下部：					

注

- 1 計画に記載された内容の確認に当たっては、産業廃棄物関係法令等を所管する機関との連携を図ること。
- 2 砂利の採取を行う農地があるときは、農地としての機能を維持するのに必要な排水確保の措置をとり、及び表土の深さを確保するよう計画すること。

添付書類

- 1 保健所等の機関に確認を受けたことを証する書類及び当該機関に提出した資料
- 2 埋戻し土砂等が確保されていることを証する契約書等、埋戻し土砂等が現に存する場所が確認できる写真、図面等及び運搬経路がわかる図面
- 3 砂利採取場の所在地を明らかにした図面及び埋戻しの履行状況を撮した写真、図面等
- 4 保証機関及び保証内容を明らかにした資料
- 5 農地の復元の計画を表した図面並びに埋戻し土砂等の種類、表土の深さ、地下水位線の位置、透水層の設置状況がわかる平面図、縦断面図及び横断面図
- 6 知事が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

砂 利 運 搬 計 画

		内 容	
搬出主体	認可申請者 ・ 請負又は委託して搬出（請負又は委託先（ ）） ・ 購入者		
運搬方法等	運搬に用いる車両等	ダンプトラック（ トン、 台、 トン、 台）、その他（ ）	
	1日当たり車両等台数（平均）	ダンプトラック（ 台）、その他（ 台）	
	国道又は県道までの搬出経路	別添のとおり	
	搬出先		
水切りの方法等	水切りの方法	仮置き・ 水抜き装置で脱水 ・ その他（ ）	
	水切りの施設等	仮置き地	縦 m、横 m
		水抜き装置	処理能力：
		その他（ ）	
砂利を搬出する車両の配慮すべき事項	1 水が垂れないような措置をとる。 2 運搬する砂利が荷台から落ちないような積載方法とする。 3 運搬する砂利が飛び散らないような措置をとる。 4 周辺の環境に配慮して、なるべく騒音を出さないようにする。 5 周辺に農地があるときは、当該農地に係る農作業等に支障が出ないよう配慮する。 6 その他（ ）		

添付書類

- 1 施設等の設置場所等を明らかにした資料
- 2 知事が必要と認める書類

